

議案第 99 号

幸手市立武道館設置及び管理条例の一部を改正する条例

幸手市立武道館設置及び管理条例（昭和 59 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表中「200 円」を「250 円」に、「400 円」を「500 円」に、「300 円」を「350 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

令和 6 年 11 月 29 日提出

幸手市長 木 村 純 夫

提 案 理 由

令和 6 年 7 月に改訂した「使用料・手数料の適正化に関する基本方針」に基づき、使用料の算定を行ったことに伴う所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。